○小関勝助議長 ここで暫時休憩いたします。再 開は3時20分といたします。

> 午後 2時57分 休憩 午後 3時20分 再開

○小関勝助議長 休憩前に復し、会議を再開いた します。先ほどの財政課長の答弁において一部 訂正したい旨の申し出がありますので、発言を 許可します。

齋藤環樹財政課長。

- ○齋藤環樹財政課長 先ほど小関秀一議員のご質問で、公共施設整備計画の策定に要する経費について特別交付税措置があるのを今年度から2年間と申し上げましたが、平成26年度から3年間措置があるということでございましたので、おわびして訂正をさせていただきます。
- **〇小関勝助議長** それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

髙橋孝夫議員の質問

○小関勝助議長 次に、順位5番、議席番号14番、 髙橋孝夫議員。

(14番髙橋孝夫議員登壇)

○14番 髙橋孝夫議員 お疲れさまでございます。しばらくの間、おつき合いをいただきたいと思います。

私は、市民生活の向上を願いながら一般質問を行います。

通告しております3点について順次質問申し 上げますので、それぞれ明快な答弁をいただき ますようにお願いをしておきたいと思います。

質問の第1は、国と地方の関係が変わろうと

しているように感じるがについてです。

本年2月、2014年度の地方財政計画が示され ました。この地方財政計画で示された内容には、 幾つかの問題点が含まれていると言われていま す。その一つは、2008年に創設された地方法人 特別税と同譲与税の縮小、廃止。2つは地方法 人住民税の国税化、地方交付税化。3つは自動 車関係税の再編成と代替財源確保が難しく、示 されないままになっていること。4つは企業の 償却資産に係る市町村の固定資産税の大幅減税 の可能性。5つは地方交付税の歳出特別枠、別 枠加算の縮小、廃止の方向。6つは地方消費税 の増税分、消費税増税に伴う地方交付税の増収 分の社会保障の国庫補助事業への限定充当。そ して7つには、戦後初めてとなる公共施設など の除去経費の適債事業化などであると言われて います。

そして、このたびの6月定例会では以下申し上げる3つの課題が提案されており、いずれの課題も今後の地方財政に大きな転換をもたらしかねない問題点を含んでいるのではないかと私は感じています。

以下、項目に沿って質問いたします。

第1点目は、国と地方の財源配分に基本的な 異変が起きているのではないかという点につい てです。

6月定例会に議案第66号 長井市市税条例の一部改正案が提案をされています。提案理由は、地方税法などの改正に伴い所要の改正を行うためとされています。幾つかある改正の一つに、法人市民税法人税割の税率改正が提案をされています。総務委員会協議会に示されました資料によりますと、法人課税の偏在是正のための措置の一つとして地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため消費税率8%段階において法人住民税法人割の一部を国税化し、地方交付税原資化、交付税特別会計に直接繰り入れを行うことに伴うものとされています。

具体的には、まず一つは道府県民税法人割で標準税率でいえば5%だったものを3.2%に引き下げ、市町村民税法人割で長井市の場合は制限税率14.7%だったものを12.1%に引き下げを行い、そして2つは地方法人税とする国税を創設して法人税額を課税標準とし、税率は4.4%、法人住民税の税率引き上げ相当分とし、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用するということです。言いかえれば、これまで都道府県や市町村で課税をしていた法人住民税率を引き下げ、その分を新たに国が地方法人税という形で国税として徴収し、それを地方交付税として再配分するということになります。

税務課長の説明では、この改正によって一般会計歳入での法人税額では調定額で約3,000万円が減額となるが、地方交付税として3,000万円を超える歳入を見込むことになるということになるとのことであります。

私は、このやり方はこれまでの国と地方の税 財源配分のあり方からいえば流れに逆行するも のではないかと感じています。この間、地方の 時代、分権の時代と言われ、国と地方は対等の 関係にあるとする地方分権一括法などが施行さ れてきました。その中で、国から地方に権限な どの移譲は一方的と感じるほどおりてきている にもかかわらず、肝心の税財源移譲がなかなか 進まないままになっていることが本来の国と地 方の関係であるはずの対等とはなれない原因と なっていると私は捉えています。

そのような実情にあるにもかかわらず、この たびの地方法人住民税の国税化、地方交付税化 は東京都など都市部の有力自主財源である法人 住民税を国が一方的に取り上げ、国税化した上 で地方交付税として地方に再配分するもので、 都市部を含む地方の課税自主権を侵害するもの と言わなければなりません。

同時に、地方税源を地方交付税の財源化とすることは、今後の地方交付税の大変質につなが

るおそれがあるとも感じます。将来の地方交付 税の必要増額分は今後は全て地方税を財源とし て賄うことが強制されかねませんし、まさに交 付税を根本から変質させかねない問題点を含ん だものと感じます。

地方自治体の権限として持っていた課税自主権を一部とはいえ失い、その分を国が新たな国税として取り上げそれを地方に再配分するといったやり方は場当たり的で分権自治に逆行するものであり、私は許してはならないものと考えます。

そこで、市長に伺います。

申し上げた内容の改悪に対して、地方はどういった対応と対処を行ってきたのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

この間、地方六団体は結果として地方交付税 総枠確保だけを目指していて、国と地方の根本 的な問題である税財源移譲や配分に係る取り組 みは決して十分とは言えない状況にあるのでは ないかと感じますがどうでしょうか。あわせて お聞かせをいただきたいと思います。

都市部と俗に言われる地方とが仲たがいし、 都市に偏っている企業などからの法人税収を地 方によこせというようなやりとりに執着してい るとすれば、国と地方の対等という関係はほど 遠いと感じます。本質をきちっと見据えた対応 が今こそ求められていると感じますが、いかが でしょうか。見解をお聞かせいただきたいと思 います。

私は、今回の消費税率引き上げに伴う地方消費税に係る交付税率の決定に際しては、国と地方における社会保障費の分担関係がその基礎になったのであって、法人住民税との税源交換は対象外である。このたびの措置は不適当と考えます。課税自主権に基づく自治を確保するためにも、もとに戻す対応が必要と私は考えます。

今後、消費税率10%段階でさらに問題が出て くると考えられますが、地方消費税といっても 県や市町村の裁量で何とかできる内容のものではないことを考えれば、断じて地方の課税自主権を確保するために力を注ぐ必要があります。 市長の決意をお聞かせをいただきたいと思います。

第2点目は、交付金算定には異質の要素が入っているのではないかという点についてです。

5月20日の全員協議会で、財政課長からがんばる地域交付金について説明がありました。好循環実現のための経済対策、平成25年12月5日閣議決定を踏まえ、アベノミクスによる景気回復効果を全国に波及させるため、財政力の弱い市町村が地域活性化に取り組めるようがんばる地域交付金、別名地域活性化効果実感臨時交付金が創設されたという制度趣旨などの説明を受けました。

私は、財政力の弱い市町村が対象となることは納得できますが、その交付金の算定に対しては違和感を持ったところです。交付金の交付率算定に財政力指数分と行革努力加算分があることに、私は違和感を持ちました。制度の趣旨にある財政力の弱い市町村が地域活性化に取り組むためという観点では財政力指数分が算定要素になることは当然ですが、行革努力加算という考え方は理解できません。

また、地方交付税でも地域の元気創造事業費という仮称で検討されてきており、その基本的な考え方は地方交付税において通常の算定に加えて各地方公共団体が地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定し、算定に当たっては人口を基本とした上で各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果指標を反映し、そのために積極的かつ客観的な統計データが存在する指標を幅広く選定するとしています。算定額は平成26年度は道府県、市町村を合わせて3,500億円程度で、うち行革努力分3,000億円程度、地域経済活性化分500億円程度ということです。行革努力の指標は、人件費関係が職員数

削減率、ラスパイレス指数、人件費削減率とされ、そのほかでは人件費を除く経常経費削減率、地方債残高削減率が対象とされています。人件費削減努力による加算額は、ラスパイレス指数、職員数削減とも各350億円程度とされているようです。加えて、行革努力についてはこれまでの総務大臣の発言から見て昨年度の給与臨時削減の実績を基準として採用する可能性が高いと予測されていましたが、さきの財政課長の説明では行革要素の一部として入っているようです。

私は、こういった行革努力が交付金算定の要素となることで勘違いが起きないか心配でなりません。これまでもこうした算定手法は展開されてきているわけですが、まず確認しなければならないのは、交付税算定における基準財政需要額に占める行革指標の割合は低く、交付税配分に対する影響は限定的であるということです。にもかかわらず、行革算定の強化をきっかけにこれを意図的に多大に受けとめて、交付税を増やすために人件費削減をといった勘違いの議論に発展しないためにも具体的な算定結果の公表を求め、客観的なデータに基づく議論こそ求められると考えます。

総額が決まっているわけで、その範囲内で自 治体間が交付金を奪い合うために行革競争に拍 車をかけるといったことにしない判断が必要と 思います。財政力が脆弱な自治体だからこそ行 政内容を改革していくことは不可欠なのであっ て、ほかの自治体との交付税分捕り合戦のため に人件費削減を進めるなどという本末転倒なこ とに陥らないよう整理していくことが求められ ると思います。

行政改革とは行政経費を削減することであり、 これが評価となること自体が矛盾すると考えま す。市長の見解をお聞かせいただきたいと思い ます。

同時に、昨年度に強行された給与の臨時削減等に見られるように、地方の自主性を無視した

国の一方的な職員給与削減の強要と、結局は国 の言うとおりにしなければ交付税にも差をつけ るというやり方はあってはならないことと私は 思います。国の方針や考え方に従わなければ交 付金がもらえない。格差がつくという内容の算 定の仕方は地方の実情を反映したものではなく、 極めておかしなものと言わざるを得ません。国 の覚えがめでたくないものは交付金に差があっ ても当たり前となれば由々しきことと言わなけ ればなりませんし、交付税制度が問われかねな い事態となります。そして何よりも、国と地方 は対等ということにはほど遠いものとなってし まうと感じます。差をつけるのではなく、頑張 っているところ、財政力の脆弱なところにきち っと交付をするという施策こそ堅持しなければ ならないと思いますがどうでしょうか。市長の 見解をお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、地方における軽自動車税増税は重 過ぎるのではないかについてです。

申し上げましたこのたびの市税条例の一部改正の中で、平成27年4月1日以後に新規取得される四輪及び三輪の新車の軽自動車に係る税率が上がることになります。具体的には、四輪以上の乗用自家用車が現行7,200円から3,600円引き上げられ1万800円に、乗用営業用は現行の5,500円から1,400円上がり6,900円に、貨物用自家用は現行4,000円が1,000円上がり5,000円に、貨物用営業用は現行3,000円が800円上がり3,800円に、三輪車は現行3,100円が800円上がって3,900円となります。他にも原動機付自転車や二輪の軽自動車などが軒並み税額が引き上げられることになります。

消費税との二重課税であるとの批判が自動車業界からあった自動車取得税が消費税の2段階での増税が決まったことと景気対策の観点からも自動車取得税の軽減廃止は避けられないものとなり、消費税8%時点で自家用自動車の税率が2%、現行5%から改正されて3%に、営業

用の自動車及び軽自動車の税率が1%、現行 3%から改正は2%だけ引き下げられることに なり、来年の消費税10%の段階で廃止となった ことに伴い、政府は県に対してはこれによる税 収減による必要財源は別途措置するとしておき ながら何ら具体的なものは示していませんが、 市町村分については軽自動車税の大幅な引き上 げという形になりましたというのが表向きの増 税理由となっていますが、実態はTPP環太平 洋連携協定交渉への参加に伴い、日本では軽自 動車課税の影響で660cc以下の自動車の性能が 極めて高度に発達しており、このような税制が ない諸外国、特にアメリカの自動車業界にして みれば競争上極めて不利な状況があるというこ とへの対策として軌道修正したという背景があ るとも言われています。

そして、この増税は地方で暮らす市民にはと ても重い負担と言わなければなりません。公共 交通機関が利用しがたい地方にあっては車がな ければ足を確保できず、生活できないという実 態があり、そこに暮らす市民は無理をしてでも 車を購入しなければならない事態にあることは 申し上げるまでもありません。しかも都市部の ように一家に1台の車ではなく、地方では1人 に1台の車という割合で車が必需品となってお り、できるだけ維持経費負担の少ない軽自動車 が広く利用されています。その軽自動車の税率 を引き上げるというのです。自家用の乗用車は これまでの1.5倍の税率にするというのです。 これでは地方に暮らす市民の生活はたまったも のではありません。都市部では一家の負担増で あっても、地方では数台の負担となってしまう こと。山形県は1人当たりの所得が低いことも あって家族総出で働きに出ることが多いことも あり、それぞれが車を持たなければならず、一 人一人の負担が増すことになること。税負担だ けではなく、雪国では四輪駆動車やスノータイ ヤが必需品であり、加えてこの地域はガソリン

価格も高く、都市部に比較にならないほど維持 経費がかかり増ししていることなどを考えても、 この軽自動車税の増税は地方の生活を圧迫する もの以外の何物でもありません。

地方税法が改正されたからといって、機械的 に住民生活に欠くことのできない交通手段とし ての軽自動車の税率を上げることにはならない と私は考えます。まして高齢者、所得の少ない 方々などにとっては大変な負担となります。こ のような地方の現実を踏まえて、市長はどう考 えておられるのでしょうか。

私は、軽減策も含めた対応が求められると考えますし、地方らしい地方に合った対応があってもよいと考えますがどうでしょうか。

このたび急いで税率を引き上げるのではなく、 検討期間があってもよいと考えますがいかがで しょうか。市長の考えをお聞かせいただきたい と思います。

私は、平成26年度の地方財政計画は地方交付 税制度の危機が招来されていると感じます。国 が強引に展開する地方の参画なき財政改革であ り、自治体間の対立構造をあおり立てるもので あって、その中で地方交付税の原則が見失われ つつあるのではないかと危惧をします。

地方財政制度全般のあり方が問われていると 痛感します。そして、地方が本当に原則を踏ま えながら、地方の総意としてきちっとモノを言 っていくということが何よりも問われていると 感じます。自分の自治体だけがよければいいの ではなく、本物の国と地方の対等を実現するた めに対応していかなければ、この国は誰のため の国家なのか見失ってしまうような気もします。

市長は、地方自治体の首長として今の動きを どのように捉え、今後どういった取り組みをし ようと考えられておられるのかお聞かせをいた だきたいと思います。

質問の第2は、観光交流センターについて伺います。

私は、観光交流センターの具体化に当たっては昨年度に展開された基本設計に基づいた議論をしっかりと積み上げることが何よりも必要であり、その議論の積み上げで理解と納得、そして合意が図られるようにすること。同時に、観光交流センターそのもののあり方なども全体で確認しながら進めていくことができると考えてきました。

しかし、基本設計ができてからの議論は少な くとも積み上がってはいないと感じますし、と ても残念なことと感じています。この間の全員 協議会や産業・建設委員会協議会などでのやり とりの中では、1つは観光交流センターを誰が どういった組織をもって維持管理、運営してい くのかを明らかにすることが必要であり、議論 の前提になること。そして2つは、基本設計で 上げている運営上の各種経費や売り上げを示す 数値、あるいはさまざまな運営経費に係る数値 などの精査が必要になるわけですが、それもコ ンサルタント会社の社員との質疑でもなかなか 理解し得ないままにいることから、議論は決定 的に不足をしていると感じています。このよう な段階で当局に先に進まれても、とてもついて いけないというのが私の実態です。

以前にも申し上げましたが、走りながら考えるのではなく議論をする上で必要な事項はきちんと事前に整理をしていくということがなければ、私は前に進めと言われても進むことはできないと思います。今は関連の予算などを決めていくのではなく、時間をとってしっかりと互いが確信できる議論を積み上げることが大事な時期と私は感じます。そのために、当局で整理をするものはできるだけ早急に方向性を示すという努力と、議会は真摯に議論の場に臨むということこそ大切なことと考えます。

市長は、現時点がどういう状態にあると考えられておられるのか。議会との議論をどう積み上げようと考えておられるのか。そのために当

局としてどう方向性を出そうと考えておられる のか、きちんとお示しいただきたいと思います。 質問の第3は、公共施設などの安全対策につ いて伺います。

この間の長井市議会での議論は、市役所庁舎 建設の考え方、市民文化会館の改築問題、各種 公共施設の更新など随分と景気のいい話題が多 いと感じています。加えて、あやめ公園を中心 とする都市公園の長寿命化工事などもあり、先 ごろまでの財政健全化をどう図っていくのかな どの動きにきゅうきゅうしていたことなど信じ ることができないことです。

私は、申し上げましたような各種建設工事ができることは必要だしよいことだと思いますが、何かいま一つ乗り切れないものも感じています。この間、私はつつじ公園とつつじ公園の駐車場になっているほうから、いわゆる北側から野呂川を挟んで市民文化会館を見てみました。確かに市民文化会館の建物は古くなったと感じますし、何とかしなければならないとも感じました。しかし、建物の老朽化を感じる前に、今本当に必要なことは、周辺を囲っているフェンスを何を置いても早急に整備しなければならないということとして、少なくても安全に使用し活用できるような管理をすることが問われなければならないと痛感します。

同じ目線で、あやめ公園を中心とする都市公園内の施設も見てみました。あやめ公園北側にある作業小屋などと周辺の民家にあるフェンス、市民グラウンド南側の水路との間のフェンス、市営野球場三塁側のフェンスなどは何年も放置されたままであります。場所によってはフェンスは既に朽ちかけており、簡単にロープなどで区切ったような痕跡が見られるところもありました。都市公園と言われるほかの公園も、フェンスは傾いたまま何年も塗装を塗りかえていないさびだらけのフェンスという状態もありまし

た。市内の小・中学校も同様です。それぞれど ういう管理をしてきたのでしょうか。大規模改 修とか改築とか新築とか浮かれてはいられない 現実があると感じ、私は愕然としました。この 際、それぞれが所管する公共施設などのフェン スや生け垣などの総点検を早急に行い、その上 で安全対策に万全を期す取り組みを進めること が本当に必要だと感じます。何かが起きる前に 対応することが求められると思います。市長の 決意をお聞かせをいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴 ありがとうございました。(拍手)

- **〇小関勝助議長** 内谷重治市長。
- **〇内谷重治市長** 髙橋孝夫議員のご質問にお答え いたします。

まず最初に、国と地方の関係が変わろうとしているように感じるがということで3点ご質問をいただきました。

まず最初、国と地方の財源配分に基本的な異変が起きているのではないかと。交付金算定には異質な要素が入ってきているのではないかという点についてお答え申し上げたいと思います。

国、財務省は、財政の健全化目標として国の一般会計の基礎的財政収支、プライマリーバランスを2014年及び2015年度は各年度4兆円程度改善し、そして2020年に国、地方を合わせた基礎的財政収支を黒字化するという目標を掲げまして、これが国際公約になっているということが実は非常に国も強引に我々感じられる大きな原因なのかなというふうに思っております。

しかし、平成26年度当初予算を踏まえ、こと し1月に改定された内閣府の中長期の経済財政 に関する試算では、2020年度の国、地方を合わ せた基礎的財政収支は大幅な赤字が見込まれる ということであり、これは非常に問題になって いるわけです。これは団塊の世代のさらなる高 齢化により、社会保障に要する費用の急増が予 想される一方で、金利変動や国債の需要環境の 変化、さらにはこれまで預金金融機関等を通じて我が国の多額の国債発行を支えてきた家計部門の資金余剰も高齢化の進展に伴う家計貯蓄率の低下とあわせて減少傾向にあるなど、国内資金環境の変化により膨大な債務残高を維持できなくなって、また原油と化石燃料輸入の急増等による貿易収支の赤字が経常収支の赤字を引き起こすことになれば、財政収支の赤字とあわせていわゆる双子の赤字になるということで、国の財政運営に対する市場の信頼が失われて金融システムが不安定化し、経済や国民生活に多大な悪影響を与えかねないとも言われている。これは国のほうで財務省のほうがおっしゃっているわけです。

こうした中、財務大臣の諮問機関で国の財政 運営全般について大きな影響力を有している財 政制度等審議会では、5月30日付の財政健全化 に向けた基本的な考え方の中で地方財政につい て言及しておりまして、現在の地方財政に対す る国、財務省の基本認識などが読み取れるもの となっております。

ちょっと長くなりますが、その主な内容とい うことで4点ほど上げさせていただきたいと思 います。

まず1点目は、平成20年のリーマンショック 以降、地方財政計画における一般財政総額、これは地方税と地方交付税とが含まれているわけですが過大になっており、給与関係費や地方交付税の歳出特別枠の削減、廃止などで今後2兆2,000億円の節減が可能ではないかと見ているわけですね。

②財政調整基金など地方の積立金が平成20年度から24年度までに4兆2,000億円増加して地方交付税をかさ上げするため、国が借金した資金を使って地方が貯金してんではないか。地方交付税の歳出特別枠は別枠加算の廃止など地方財政計画の歳出項目の見直しを速やかに行い、

一般財政総額の適正化を行うべきであるという

こと。

3点目が、地方税及び地方譲与税が地方財政計画より上振れした場合、過大となる国の赤字国債、地方の臨時財政対策債の発行額を後年度に減額できる仕組みを早急に検討すべきである。こういうことまで言ってるわけですね。

あと4点目が、平成26年度税制改正で地方消費税率の引き上げに伴い、法人住民税法人税割の一部を地方交付税の原資化する地方法人税制度が創設されましたが、地方法人税収の回復に伴い地方公共団体間の税収の偏在がさらに拡大する見込みであることから、平成27年度税制改革でも適切な偏在措置を講ずる必要があるということ。

ちょっと非常に長くなって申しわけないんで すが、一方で今度は我々市町村側の立場に立っ て、地方自治体側の立場に立って総務大臣のほ うできちっと反論しているわけです。これは6 月の3日、4日、全国市長会がございまして、 総務大臣のほうも挨拶の中でしっかりとおっし ゃっていましたけれども、まず第1点目として は、これ総務大臣が言ってることなんですけど、 総務省が言ってることは、国庫補助関連事業費 や国民健康保険、後期高齢者医療制度といった 地方の裁量の余地のない一般行政経費の増加を 給与関係経費と地方単独事業の削減で吸収する 構図となっているんだと。現在の歳出のやりく りは継続が困難である。我々は社会保障でどん どんふえてるわけですから、そこの部分は別の ところを我々削って、特に長井市なんかは行革 でやってきたわけですから、もうこれ以上無理 だということをしっかりと総務省は言っていま

あと、財政調整基金残高がふえたということについてですが、平成20年度から24年度に1兆7,000億円増加しているのは、地方財政計画の歳出水準が過大なものではなくて、今後リーマンショックと同様のことが起きた場合の備えと

して取り組んでいるあらわれであるということを言っています。

あと3点目は、地方財政計画はあくまで標準的な歳入歳出に基づくもので、地方が歳出額を標準以下に抑制することを促す仕組みになっており、決算額との乖離を精算することになれば地方の努力を促す機能が損なわれるおそれがあるということ。

最後に、地方税収の決算額が地方財政決算額より上振れが続いているとの批判について、中 長期的には決算額が下回る年度もあり、おおむ ね相殺されているんだと。だから結局、地方は 余計に税収もふえているというのは違いますと いうことを言ってるわけですね。

非常に長くなるわけですが、地方財政制度では全ての地方公共団体で標準的な行政サービスが提供されるよう国が財源保障する仕組みとなっており、毎年度の地方財政計画において全地方公共団体の標準的な歳出を見込む一方で、地方税収入等の自前の収入で賄うことができない収支不足を国からの地方交付税等で補填することとされてきた。こうした制度を維持するため、国と地方の権限や財源配分等について一定のすみ分け、ルール化がなされてきたが、近年その考え方になじまない措置が講じられている。これは髙橋議員がおっしゃるとおりです。

住民税法人税割の一部を地方交付税の原資とする措置もその一つであり、地方公共団体間でも大都市と地方では意見が分かれる条件でもあります。制度設計を変更する場合は、地方の実情、要望等を十分に尊重した制度設計がなされるように総務省のほうでも頑張っておりますが、私ども地方六団体の一つである全国市長会ではしっかりと国に対して要望等を6月の4日の日に行っておりますし、森全国市長会長岡市長でございますが、5月の末に総理とお会いしてしっかりと地方の実態を伝えているということであります。

やはり同じ地方六団体の一つである全国市議会議長会もぜひ長井市議会のほうでも働きかけしていただいて、やっぱり声を上げていかなきゃいけないというふうに思います。

2番目の頑張る地域交付金について、交付率を財政力指数分のほかに行革努力加算分を加えて算定しているということで、長井市のこれまでの行革努力が評価されまして、実は皆さんもご存じのとおり県内35市町村では一番最高額の1億9,613万円をいただいたということで、うち行革努力加算分で最高額の約6,000万円が上積みされている計算になり、これは個人としてではなくて長井市長としては大変ありがたいとやっぱり思います。その分いろんなものに市民のために使えるわけですから、大変ありがたいことであるというふうに思っています。

今年度の普通交付税の算定においては、地域の元気創造事業費3,500億円が新たな費目として設けられ、各団体の行革努力や地域経済活性化の成果に反映し、算定されることとなっております。頑張った団体に傾斜配分するような制度の趣旨についてはある程度理解できないことはないわけですが、地方交付税の算定において一般分が低く抑えられ国が一方的に設定する条件次第で特定の団体のみが上積みされる要素が今後増加するようなことになれば、全ての地方公共団体で標準的な行政サービスが提供されるよう国が財源補填する仕組みである地方交付税制度の本来の趣旨にはなじまないというふうに私も認識しているところでございます。

議員からはいろいろ市長として決意しなきゃいけないんじゃないかというようなことでございますが、やはりこれは私ども813の市区長がいるわけですけども、一人の自治体では限度がございますので、やっぱり地方六団体としてともに地方財政制度の堅持のために声を上げていかなきゃいけないというふうに思います。

この項の最後でございますが、地方における

軽自動車税増税は重過ぎるのではないかということでございますが、今回上程しております長井市市税条例等の一部改正案の中の軽自動車税の見直し内容については大きく3点ございまして、1点目が軽四輪車等に係る税率の引き上げ、2点目が経年車の重課、3点目が原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車に係る税率の引き上げとなっております。このうち原付二輪車及び小型特殊自動車に係る税率の引き上げは平成27年度から、軽四輪車等の税率引き上げは主として平成28年度から、経年車の重課については平成28年度から適用となっており、それぞれの年度から軽自動車所有者の方の負担がふえることになります。

国では、税率の引き上げに至った理由として ①が2,000cc未満クラスの自動車税が3万9,500 円、1,500cc未満クラスの税金が3万4,500円、 1,000cc未満クラスの自動車税が2万9,500円と 5,000円刻みであるのに対し、軽自動車税660cc 自家用乗用の税率が7,200円と1,000cc未満クラスの自動車税と2万円以上の格差があるのはバランスを欠いていると考えられること。また、2点目は軽自動車の規格の拡充が数度にわたり行われているが、その一方で定額課税である軽自動車税の税率が物価の動向等にもかかわらず昭和59年度以降据え置かれていることなどを上げております。

軽自動車税の増税については、議員のご指摘のとおり使用しているのは低所得者層が多く弱い者いじめだとか、軽自動車は公共交通機関が衰退している地方を中心に生活の足として重宝がられている。一家で複数台所有している家庭も珍しくなく、税額が上がれば日常生活に影響が出るのは必至だとの意見があることは承知しておりますので、消費税率が8%に上がったこととあわせて市民生活に与える影響を注視していく必要があると考えております。

また、軽自動車の税率の引き上げ後に高齢者

や女性など軽自動車の主な顧客層を中心に買い控えが起きるのではないかという指摘もありますので、想定しているほどの税収増となるのかどうか、その効果のほどを見定めていかなければならないと考えております。

さらに、平成26年4月1日以降に取得される 自動車から自動車取得税の税率が引き下げられ ております。自動車取得税は、その7割が市町 村に交付され極めて重要な財源となっておりま すが、後年度、平成27年度及び28年度の軽自動 車税の増税に先行して行われているため、市財 政への影響も懸念しているところです。

以上、軽自動車増税については市民の皆様の 生活や市の財政運営の影響を見定めながら、不 都合な点や改善すべき点などが出てきた場合に はその都度地方六団体のみならずあらゆる機会 を捉えて提言、要望を行ってまいりたいと考え ておりますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、次、2点目の観光交流センターについてでございますが、運営に関する基礎調査や基本設計の報告がないまま予算上程についてご指摘を受け、4月以降、2つの調査についての報告をさせていただき、議員各位からもご意見を賜ってきたというふうに考えております。

議員からは、3月以降いわゆる4月になって報告書が出されたわけですけども、それ以降に余り議論がされていないんではないかということでございますが、確かにその面もあるというふうに思っております。

やはり過日、4月の下旬にかわと道の駅、観光交流センター検討委員会を開催した際にも、委員の方々の主な関心事は運営計画のことでございました。実際運営計画を立てるというのは、やはり建物の具体的な設計ができて、そしてどんなところまで補助として認められるか。建物の例えば売り場面積とか、あとはトイレがどのぐらいの規模なのか、あと実際最終的な面積はどのぐらいになるのかという実施設計と一体と

なってやっぱり計画していかなければならない。 その際に、私の考えているところでは運営をど ういうふうに考えるか。いわゆる運営主体でな い例えば長井市のほうで運営計画をつくっても、 これは恐らく余り説得力を持たない運営計画に なるんではないか。

したがいまして、例えば指定管理者としてできるだけ早く選定の作業なども実施設計を組む段階で、実施設計は今年度いっぱいで組むわけですから、その段階で指定管理も含めた運営の形態を定めて、そしてそこにやっぱり案を出してもらう。場合によっては運営の方法も含めたいわゆるプロポーザル方式で、この例としては、私のイメージなんですが、置賜広域事務組合でいわゆる湯るっとが運営されるときに確か実施設計の段階で指定管理者を同時に決めて、工事の着工前に指定管理者のプロポーザルで業者を競わせたはずです。運営計画も含めて。そういったものがなされないと、いわゆる我々行政のほうで運営計画を立ててもこれは余り意味がないだろうと。

したがいまして、これからすべき課題は基本 設計に基づいて、今度は実施設計の準備に入る。 その際に事業として、これは補助事業ですから どこまでできるのか。機能と規模、それらを実 施設計の初期の段階である程度確定して、その 中である程度の条件を定めながら指定管理とし て運営をどういう団体にするかということを検 討する。これは公募がいいのか、あるいは地場 産業振興センター、これ菜なポートを運営して いますのでそこがいいのか、これは検討しなき ゃいけないわけですけども、そういったところ にやはりきちんと運営計画を立てさせる。その 場合には、道の駅の専門家の意見などももう25 年度、昨年度からいろいろ聞いておりますが、 再度今年度に入りましてからもそういった意見 を聞いたり、あとやはり具体的な運営のための コンサルタントをお願いして運営についてのプ

ロの目で運営計画を立てなければ、これは我々 行政が立てるべきものではないだろうというふ うに思っているところでございます。

それとあわせて、平面図、平面計画ですね、 配置計画、これらについても議会のほうからも いろいろご意見をいただきましたが、改めて実 施設計の際にめぐみ幼稚園、長井小学校を初め いろんな関係団体からの意見をお聞きしながら 定めていかなければならないんではないかなと いうふうに考えているところでございます。

議員ご指摘のとおり走りながら考えるという のではなくて、議論する上で必要な事項はきち んと事前に整理する必要もあったわけですが、 残念ながら事業の期間が迫っている。もう今年 度3年目ですから、28年度まで完成しなければ いけないということでありまして、そういった 意味では今のまま進めてもぎりぎり28年度中に 終わらせなければいけない。27年度中に一部取 り壊しとか工事にかかったとしても、そこから、 そんな大きい施設ではないわけですけども、ご 承知のとおり建設物としては3億円ないし4億 円程度の建物だというふうに思いますが、それ でもやっぱり昨今の建設の状況、工事の状況な どを見ますと工事の不調やら入札不参加という ことなどもございますし、相当きちっと取り組 んでいかないとこの事業が成立しないというこ とになりますと、それ以外のものも全部進んで いるわけですから、これは後々補助金返還等も 含めた非常に重大な危機に陥る。特に今の段階 でも、当初予算で土地の用地買収費が上げるこ とができなかったということで非常に国のほう からは長井市の行政運営が問われておりますの で、そういったことも含めて慎重にしなければ なりませんが、あわせてやっぱりきちんと前に 進まないといけない時期に来てるなというふう に感じているところでございます。

なお、これからそういう意味では早急に議論 を積み上げながら、具体的に前に進むように努 力してまいりたいと思いますので、今後とも議会も含めていろんな団体やら検討委員会のご意見をいただく機会を数多く設けながら、形に変えていきたいというふうに思います。

最後に、公共施設等の安全対策でございますけれども、まず遊具等の点検だけではなくて設置物、フェンス等の検証が必要と思うがどうかということでございますが、これはやっぱり財政的な面から、あるいは主管課が公園というのはまち・住まい整備課が担当しているもの、文化生涯学習課が担当しているもの、文化生涯学習課が担当しているもの、観光振興課が担当しているもの等々多々あるわけですけども、公共施設の維持管理といいますと建物やメーンの構築物に主眼が置かれまして、どうしてもフェンスなど外構設備の現状把握や敷地内の草刈りなどの維持管理の目配りが今までは不足していたという傾向があるということは否定できません。議員ご指摘のとおりでございます。

営造物の管理責任が問われるような事態が生 じないよう、行政財産の所轄課を中心に日ごろ の現状の把握、検証を徹底し、必要に応じ対応 を講じるように指示したいと思っておりますが、 まず公園長寿命化調査では遊具やベンチ、外灯 などの報告があったが、あやめ公園の土手沿い の線路沿いのフェンスも相当老朽化しているん ではないかということですが、都市公園7公園 でこのたび公園施設健全度調査を実施しまして 長寿命化計画を策定いたしました。健全度調査 では、老朽化が明確になった遊具、照明灯、ベ ンチなどについては事業年度を平成26年度から 30年度までの5年間とした公園施設長寿命化対 策支援事業で劣化の激しい遊具等から順次更新 を行っていく予定です。また、各公園のフェン スについても調査及び事業の対象となっており、 ご指摘ありました劣化が進んだフェンス等は防 犯や安全面より更新の緊急度が高くなっており ますので、関係各課調整を行い早急な対応を図

るようにしたいと思っております。

また、児童公園に位置づけられております四ツ谷公園、清水町公園、幸町公園につきましては、平成24年度に他の都市公園と一緒に実施した公園施設長寿命化対策支援事業の健全化調査の結果に基づいて、平成27年度から31年度までの5年間で劣化が激しい遊具等から順次更新するため公園施設長寿命化計画を策定し、国に申請を行っているところです。特に清水町公園についてはフェンスの劣化も激しいことから、更新の対象として申請しております。

また、市内に40カ所ある児童遊園地につきましては地区に管理をお願いしているところですが、昭和50年代に整備したものが多く、遊具等の経年劣化が進み修繕が必要なものも多くなっていることから、地域福祉基金条例の一部を改正し、遊具の修繕に対して30万円、フェンス等の修繕に対して50万円を限度として費用の全額を交付できるようにことしからいたしたところです。修繕が必要な場合は、地区と相談しながら基金を活用し対応してまいりたいと考えております。今後も引き続き定期的に遊具等の点検と修繕を行い、子供たちの安全な遊び場の確保に努めていきたいと考えております。

最後の最後に、文化会館、文教の杜ながいなどの文化施設の日常的な安全確認は指定管理者にお願いしておりますが、敷地内の樹木の枝おろしや文教の杜板塀補修など緊急を要するものから逐次対応しておりますが、文化会館のフェンスや樹木の枝払いなど残されている問題もございます。また、環境整備については必ずしも十分なものではないかと思われますが、指定管理者において年間二、三回程度の草刈り作業等の経費を計上して実施してもらっております。今後とも指定管理者と協議をしながら順次改善を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

〇小関勝助議長 14番、髙橋孝夫議員。

○14番 髙橋孝夫議員 答弁いただきましてあ りがとうございました。

2分過ぎると質問できないのであわせてしますけど、まず軽自動車税の増税といいますかね、あれはやっぱり私は検討が必要だと思うんです。地方の検討をちゃんとしていくことが必要だと思う。上げるのは来年の新車購入からですから、今決めてしまわなくてもいいんだと私は理解しています。だからもっと長井の場合どういうふうな措置ができるのかできないのか含めた検討を私はちゃんとして、それからでも遅くはないというふうに思いますが、どうなのかお聞かせをいただきたいと思います。

それと観光交流センターですが、これは市長 おっしゃる意味が私なかなか理解できません。 同じようなことを私どもが言ってるんです。観 光交流センターという建物を建て売りみたいに して行政がただ単に建てて、はい、運営する人 どうぞって、そんなことないでしょうというこ とまで言いました、意見交換の中で。やっぱり 誰がやっていくのか。その人の意向も聞かなけ れば動線だって決まらないし、規模だって決ま らないし、中身だって決まっていかない。その ことをやっぱりちゃんとしようということで意 見交換をしてきてるんです。そこをやっぱりも っとスピード感を持って決めてくれというふう に言って、そこが議論の出発点でしょうという 確認までしているのですから、そこはちゃんと 私はやっていただきたい。ここが前提ですから、 このことをぜひ忘れないでやっていただきたい というふうに思います。

あと、フェンスはこれは本当に大変です。これはもう早急にやっていただきたいと思いますがいかがですか。

- **〇小関勝助議長** 内谷重治市長。
- **〇内谷重治市長** できるだけ早くと思って急いだ のですが、ちょっとぎりぎりになって申しわけ ありません。

まず、軽自動車税については、議員おっしゃいますように施行は来年度からということでございますので、まずどういうことができるのかという検討が税務課のほうからは来ておるんですが内部で検討しておりませんのでなお検討して、余地があるかぜひ見直ししなきゃいけないのかなと思います。

観光交流センターにつきましては、やはり議員の皆様からいただいたご意見などについて、全員協議会で私も出た場合のときは把握はしておりますが、今後協議会とかあるいは産業・建設協議会の中でいただいた意見などについて私もよくよく勉強しながら、これもやっぱりできるだけ早く運営をどうするかというところがまず方向性を示さなきゃいけないというふうに思いますので、こちらも並行して急いで進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

フェンスについては早急に対応させていただきます。

- **〇小関勝助議長** 14番、髙橋孝夫議員。
- **〇14番 髙橋孝夫議員** 終わります。ありがとうございました。

散 会

○小関勝助議長 本日はこれをもって散会いたします。再開は明日午前10時といたします。 ご協力ありがとうございました。

午後 4時21分 散会